

の一定の公的性格を有する第一次受入れ機関が研修の実施を「監理」することにより、中小の企業等第二次受入れ機関の研修実施能力を補完して、適正な研修を実施するものです。

したがって、研修告示上、「監理」は第一次受入れ機関が行うことが予定されているのであり、名目のみ公的性格を有する機関が第一次受入れ機関となり、「監理」は他の機関が行うような場合は、当該研修は第一次受入れ機関の「監理」の下に行われているとは認められず、研修告示の要件を満たさない不適正な受入れともなりません。

② 研修・技能実習制度の趣旨の周知

第一次受入れ機関は、研修・技能実習制度の趣旨が、「人づくり」という国際協力、国際貢献にあることを、第二次受入れ機関や研修生の送出し機関に周知して、研修生や技能実習生を安価な労働力と考えている第二次受入れ機関や、研修生を労働者として募集し、その研修生を送り出すような送出し機関が研修・技能実習制度に参入することを防がなければなりません。そのような第二次受入れ機関や、本国の送出し機関がこの制度に参入すると、結果として、稼働を目的とする研修生が入国したり、真摯に研修を受けようとして入国した研修生が、単純労働に従事させられるような事態を引き起こしかねません。

最近、第一次受入れ機関の中には、研修生の受入れが、労働力不足の解消につながるなどと広告して、第二次受入れ機関を「募集」するような団体がありますが、このような「募集」は、本制度の趣旨に照らし不適正な「募集」といえます。

③ 非実務研修

a 非実務研修の重要性の認識、実施

非実務研修には、日本語教育を行うこと、研修を実施する上での安全衛生上の留意点を教えること、我が国における生活上の留意点を教えること等が含まれ、基準省令により、研修期間全体の3分の1以上行うこととされています（一定の要件のもとに、この割合は緩和されます。）。

このように非実務研修の実施が義務付けられている理由は、研